

# 社会福祉法人飯能市社会福祉協議会

## 地域福祉活動等推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人飯能市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が市民による地域福祉の向上を目的とした活動を奨励するため、地域福祉活動等推進事業（以下「事業」という。）を行う市内の団体に対し、事業補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、次の各号のすべてに該当する団体が実施する事業とする。

- (1) 法人格を有しない団体
- (2) 飯能市を拠点に活動する団体
- (3) 規程、会則等を有する団体

2 補助の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 子育て支援事業
- (2) 障害者の自立支援、社会参加につながる事業
- (3) 高齢者の社会参加、閉じこもり防止につながる事業
- (4) 地域福祉に関する学習、研修会などの事業
- (5) ボランティア活動
- (6) その他、本会会長（以下「会長」という。）が必要と認めた事業

3 前項の規定にかかわらず、次の各号の要件すべてを満たさない事業については、補助対象外とする。

- (1) 当該事業の実施期間が、当該年度中に設定されていること。
- (2) 当該事業について、国、県、市及び本会から他の要綱等に基づき資金援助を受けていないこと。
- (3) 当該事業が実施団体の年間事業計画に位置づけられている場合においては、当該団体の運営等資金に補助申請額を超える繰越金及び手持ち資金がないこと。
- (4) 当該事業について本会発行の広報紙、ホームページ等での公表が可能であること。
- (5) 会員相互の親睦が目的でないこと。
- (6) 政治又は宗教活動並びに営利活動、反社会的勢力への関わりや、公益・公共の利益に反することを目的とした事業でないこと。
- (7) 会員以外の参加や協働があること。

(申請回数の制限等)

第3条 この要綱に基づき、当該年度内に同一団体が申請できる回数は、対象となる事業種別に関わらず、1回のみとする。

2 同一事業に対する本補助金の申請は、最初に補助金交付を受けた年度を含めた連続する3カ年において認める。

(補助額)

第4条 補助額は、本要綱に規定する補助金交付に係る予算の範囲内において、次の各号の基準により決定するものとする。

- (1) 補助金の額は、当該事業費総額の2分の1以下とし、10万円を上限とする。
- (2) 第2条第2項第5号に規定する団体の年間活動については、団体の年間活動費総額の2分の1以下とし、5万円を上限とする。

(補助対象経費及び対象外経費)

第5条 補助の対象となる経費及び対象とならない経費については別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、地域福祉活動等推進事業補助金交付申請書（様式

第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。ただし、単発的な事業実施を目的に設立された団体については、第2号に規定する書類の提出を省略することができる。

(1) 会則、又は規程(団体の活動目的、設立の主意がわかるもの)

(2) 前年度の収支決算書

(3) 備品購入の場合は見積書の写し

(4) 振込先指定口座の通帳の写し

(5) その他、会長が必要と認める書類等

(申請の受付期限)

第7条 申請の受付期限は、当該年度の1月末日までとする。

2 当該事業に係る本会の予算が無くなり次第申請受付を終了するものとする。

(補助金の決定)

第8条 会長は、第6条に規定する交付申請があったときは、申請内容を審査のうえ、補助金交付の可否、および交付額を決定するものとする。

2 会長は、補助金の交付額を決定したときは、決定事項を速やかに地域福祉活動等推進事業補助金交付額決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

3 会長は、補助金の交付額の決定にあたって、必要があるときは条件を付することができる。

(事業実施報告)

第9条 補助金の交付を受けた団体は、当該事業完了後30日以内に地域福祉活動等推進事業補助金事業実績報告書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添えて、会長に報告しなければならない。

(1) 領収証の写し

(2) 活動内容のわかる写真や印刷物など

(3) その他、会長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第10条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部について、地域福祉活動等推進事業補助金交付決定額返還通知書(様式第4号)を以て返還を求めることができる。

(1) 申請者が虚偽の申請又は報告をしたとき

(2) 申請者が補助金を目的に反して使用したとき

(3) 申請者が計画した事業を一切実施しなかったとき

(4) 補助交付額が実際にかかった事業費総額の2分の1を上回るとき

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

支出項目	対象となる経費（例）	対象とならない経費（例）
旅費交通費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講師等の活動場所までの交通費の実費</li> <li>・講師等の宿泊費</li> <li>・補助対象団体会員が参加する研修や講習会 会場までの交通費の実費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・催し物参加者の交通費</li> <li>・国外への旅費</li> </ul>
	例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空料金、新幹線料金</li> <li>・高速バス代</li> <li>・高速道路料金</li> <li>・レンタカー利用</li> <li>・自家用車利用（単価目安：30円/km）</li> </ul>	
謝金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・催し物等を開催する場合の講師への謝礼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象団体会員に対する人件費</li> <li>・弔慰金</li> <li>・寸志、心づけ</li> </ul>
	例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・金銭</li> <li>・菓子折り（3千円以内）</li> <li>・クオカード、図書カード等の金券（3千円以内）</li> </ul>	
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象事業で使用する、1品3万円未満の物品の購入費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象事業以外に使用する消耗品の購入費用</li> <li>・配布を目的とした物品</li> </ul>
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシ、パンフレット、ポスターの印刷製本費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象事業以外に要するコピー代・印刷製本費</li> </ul>
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象事業に係る文書を送付するための 切手代等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象事業以外に要する切手代</li> </ul>
食糧費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象事業当日の外部スタッフ（他団体のボランティア等）の弁当代</li> <li>・講師の弁当代</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議出席者のお茶代</li> <li>・接待を目的とした食事代</li> <li>・補助対象団体会員同士の交流を目的とした食事代</li> <li>・アルコール類</li> </ul>
賃借料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・催し物等を開催するための会場使用料</li> <li>・補助対象事業に要する機器や物品の借り上げ料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所としての施設の使用料</li> <li>・娯楽施設等の入場料・利用料</li> </ul>
保険料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント保険掛金・ボランティア保険掛金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者が任意で加入する保険料等</li> </ul>
備品費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象団体で共有する、1品3万円以上の物品※ボランティア団体の年間活動費に対する補助に限る</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記以外で、補助対象事業の実施に必要なであると会長が認めたもの</li> </ul>	

※ 団体の維持経費・経常経費および人件費は補助の対象になりません。

※ 領収証等がない等用途が不明なものは補助の対象になりません。

※ 補助金の対象となる経費は交付決定日以降の経費が対象となります。